

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農林整備課

許認可等の内容		保安施設地区における立竹の伐採等又は土地の形質の変更の許可
根拠法令等及び条項		森林法第44条の規定により準用される第34条第2項及び第5項
標準 処理 期間	根拠条項	森林法に基づく都道府県知事の処分に係る審査基準等について(開発行為の許可及び保安林等における制限関係)平成6年9月16日付け林整治第916号 林野庁指導部治山課長通知 第12(1)の表中(2)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係に係る処理基準について (平成12年4月27日付け林野治第790号農林水産事務次官通知) 第4及び第8の2 保安林及び保安施設地区の指定、解除等について(昭和45年6月2日付け45林野治第921林野庁長官通知) 第4
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】(法令による定めのみ記載) 森林法抜粋 (保安林における制限) 第34条 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合 (2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合 (3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合 (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (5) 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合 (6) その他農林水産省令で定める場合 5 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。 (保安林に関する規定の準用)	

第44条 保安施設地区の指定については、第29条、第30条、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条第1項から第5項まで及び第39条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第29条、第30条、第32条第1項から第4項まで及び第33条第1項から第5項までの規定(農林水産大臣による保安林の指定に関する部分に限る。)並びに第33条の2第1項の規定(農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に関する部分に限る。)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請については、第27条第2項及び第3項、第28条並びに33条の2第2項の規定(農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。)を、保安施設地区の指定の解除については、第33条第1項から第3項までの規定を、保安施設地区における制限については、第34条から第34条の3までの規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第31条、第34条から第34条の3までの規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第32条第4項の規定は、準用しない。